

証券コード 7807
(発送日) 2026年5月12日
(電子提供措置の開始日) 2026年4月28日

株 主 各 位

大阪府堺市堺区海山町三丁159番地1
株式会社 幸和製作所
代表取締役社長 玉 田 秀 明

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しまして、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://kowa-seisakusho.co.jp/ir/meeting/>

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記、東京証券取引所ウェブサイトアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「幸和製作所」または「コード」に当社証券コード「7807」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日の出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年5月27日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2026年5月28日（木曜日）午前10時
2. 場所 大阪府堺市堺区海山町三丁159番地1
株式会社幸和製作所 本社 1階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第39期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類報告の件
決議事項
議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎お体が不自由または障がいのある株主様へ
 - ・車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合には、事前にご連絡をお願い申し上げます。
 - ・車椅子の方がご利用いただけるお手洗いがございませんので、事前にお済ませのうえお越しくください。

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融政策の転換の影響が継続する中、円安基調の長期化やエネルギー・物流費の高止まり、さらに中東情勢の緊迫化などにより、引き続き不透明な外部環境に置かれました。こうした状況のもと、企業の設備投資には持ち直しの動きが見られたものの、コスト上昇圧力の継続や先行きが不透明なことから、慎重な姿勢も見られました。

介護業界においては、高齢化の進行を背景に、歩行補助具や入浴関連製品を中心に需要は底堅く推移いたしました。一方で、介護人材不足の深刻化や生産性向上への要請の高まりを受け、製品には操作性や安全性に加え、デザイン性を含めた付加価値の向上が求められる状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは、2025年2月期より開始した中期経営計画に基づき、「既存事業の変革と拡大」「業務の効率化」「ブランド価値の再設計」を基本方針として各種施策を推進してまいりました。

「既存事業の変革と拡大」

当社グループの中期経営計画における基本方針の一つは、歩行車・シルバーカーをはじめとする介護用品・福祉用具分野における競争力の強化です。既存市場の成熟化が進む中、高齢者人口の増加やニーズの多様化を背景に、製品の差別化および付加価値の向上が一層重要となっております。

当連結会計年度においては、この方針に基づき、主力製品のラインアップ拡充や利用者視点に立った製品改良など、各種施策を推進いたしました。特に、歩行車「ジスタR」を新たに発売し、後輪に抑速ブレーキを内蔵することで、安全性を高めるとともに、下り坂でも安心して歩行が可能な操作性や利便性の向上にも配慮した製品といたしました。発売後は、介護施設や販売代理店から、抑速ブレーキによる安全性や使いやすさ、抑速機能の利便性について高い評価をいただいております。利用者の多様なニーズに応える製品として市場からの評価も良好な状況となっております。

販売チャネルの多角化については、引き続き積極的に推進しており、介護保険制度を活用したレンタル市場に加え、ECサイトや量販店など自費購入層への訴求も一層強化しています。製品の価格帯や使用目的に応じたマーケティング施策をさらに拡充し、需要の細分化への対応を一段と進めています。特にEC分野では、製品構成や価格体系の見直しに加え、購入導線の

改善を実施したことで、収益性の向上と顧客利便性のさらなる向上を実現しています。

「業務の効率化」

当社では、中期経営計画における重要施策の一つとして業務効率化を推進しております。変化の激しい経営環境下において、業務スピードと業務品質の両立に加えて働きやすい環境の構築は、企業の持続可能性および人材競争力の源泉であると考えております。

当連結会計年度においては、システムの統一と業務プロセスの連携強化を推進し、属人化を排除した業務体制の構築に注力しました。これにより、複数のシステムに分散していた業務データの一元管理が可能となり、情報の共有・活用が格段に向上しました。結果として、業務の標準化と簡素化が進み、作業負荷の軽減とヒューマンエラーの削減を実現しました。また、統一されたシステム環境を活用して、不要な手続きの廃止にも取り組み、効率化を加速させました。今後も当社は、システム基盤の更なる強化と業務プロセスの最適化を推進し、企業価値の持続的な向上に努めてまいります。

労働環境面では、従業員が安心して働ける環境の整備を重要課題の一つとして位置付け、残業時間削減や有給休暇取得促進に継続的に取り組んでいます。当連結会計年度においては、有給取得率は83%となり、制度運用の定着と従業員の意識向上が着実に進みました。

加えて、年間休日数の見直しや出勤時間の調整など働きやすい環境づくりに取り組み、ワークライフバランスの向上に努めています。これらの施策は、従業員満足度の向上に加え、優秀な人材確保や採用市場における当社の競争力強化にもつながっています。

在庫管理では、市場環境の変化や商品の多様化に対応するため、既存商品の在庫管理において、需要予測の精度向上や入荷時期の最適化、販売計画との連動による在庫調整等、業務プロセスの効率化および在庫管理の最適化を継続的に推進してまいりました。その結果、売上の維持・最大化を図りつつ、効率的な在庫運用を実現いたしました。

当社は、一連の施策を通じて、事業価値を高めるための仕組みや運用環境の整備を推進しており、今後も業務のスピードと品質を両立させるとともに、人材の能力と意欲を最大限に引き出す取り組みを通じ、企業全体の生産性向上を進めてまいります。

「ブランド価値の再設計」

当社グループでは、福祉用具に求められる基本的な機能性や安全性を前提としながら、使用者の暮らしや感性に寄り添った製品づくりを重視し、製品の総合的な価値向上に取り組んでおります。これまで福祉用具は“医療機器的”な無機質なデザインが主流でしたが、近年では使用者のライフスタイルや自立意欲に調和する「使いたくなる製品」への期待が高まっています。

こうした市場の変化を踏まえ、当社では2024年4月に新たなブランド「AURULA（アウルラ）」を立ち上げました。AURULAは、「日常の背景のように自然に寄り添う」をコンセプトに、使う人の生活の中に違和感なく溶け込み、日常にさりげなく寄り添う存在でありたいという思いから生まれたブランドです。従来の福祉用具の枠にとらわれないデザイン性と生

活空間への自然な調和を追求する同ブランドは、利用者の自立支援や生活価値の向上に資する存在として浸透が進みつつあります。当連結会計年度は、ブランド認知のさらなる向上と販売機会の拡大を目指し、ホームページ内にブランドページを作成しました。ページでは、使用シーンや商品特徴を分かりやすく紹介するとともに、事業者向けだけでなくエンドユーザーにも積極的にPRを行いました。

これらの施策により、ブランドの認知度は少しずつ高まり、売上も堅調に推移しております。引き続き、新製品の企画や情報発信を通じてブランド価値の向上とさらなる販売拡大を図ってまいります。

当社グループは、介護需要の拡大と社会的要請に応えるべく、使う人にとって価値ある製品・サービスを提供することにより、社会課題の解決に向けた基盤を強化し、持続可能な成長を目指しております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、6,394,414千円（前年同期比0.4%増）となり、売上総利益は2,828,509千円（前年同期比0.1%増）となりました。

利益面につきましては、運賃をはじめとする物流費高騰等の影響や経営資源の有効活用を意図した海外子会社生産工場の移転による一時的な経費増加の影響により、営業利益は747,678千円（前年同期比6.2%減）となりました。また、営業外収益として賃貸収入23,252千円および受取手数料4,358千円等、営業外費用として為替差損88,022千円および賃貸費用20,323千円等を計上した結果、経常利益は666,969千円（前年同期比19.4%減）となりました。なお特別利益として投資有価証券売却益2,367千円等、特別損失として投資有価証券売却損23,216千円等を計上した結果、税金等調整前当期純利益は646,100千円（前年同期比30.5%減）となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税174,749千円および法人税等調整額26,645千円等を計上することにより、427,358千円（前年同期比30.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は90,031千円であります。

その主なものは、営業活動にかかる車両費（29,391千円）、3Dプリンター新規取得にかかる費用（4,796千円）および連結子会社である東莞幸和家庭日用品有限公司における工場移転に伴う設備費用（43,179千円）、新製品の金型等の取得（9,787千円）等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使にともない、6,660株の新株式を発行し、3,663千円の資金調達を行いました。

- ④ 重要な組織再編等の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 36 期 (2023年 2 月期)	第 37 期 (2024年 2 月期)	第 38 期 (2025年 2 月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (2026年 2 月期)
売 上 高 (千円)	6,268,686	6,404,012	6,368,477	6,394,414
経 常 利 益 (千円)	666,626	936,869	827,510	666,969
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	438,308	710,429	616,203	427,358
1株当たり当期純利益 (円)	88.58	154.70	144.89	102.96
総 資 産 (千円)	5,156,342	4,816,840	4,888,061	5,077,926
純 資 産 (千円)	2,481,021	2,478,278	3,004,767	3,526,473
1株当たり純資産額 (円)	501.52	563.73	703.72	823.96

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 36 期 (2023年 2 月期)	第 37 期 (2024年 2 月期)	第 38 期 (2025年 2 月期)	第 39 期 (当事業年度) (2026年 2 月期)
売 上 高 (千円)	4,445,259	4,657,524	4,557,262	4,450,808
経 常 利 益 (千円)	483,798	737,784	516,507	256,804
当 期 純 利 益 (千円)	322,173	573,513	335,850	147,411
1株当たり当期純利益 (円)	65.11	124.89	78.97	35.51
総 資 産 (千円)	3,695,725	3,606,097	3,419,191	3,277,691
純 資 産 (千円)	2,084,613	1,876,014	2,046,418	2,166,616
1株当たり純資産額 (円)	430.96	438.71	493.25	521.39

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社秀一であり、同社は当社の株式を2,285,020株（持株比率55.0%）保有しており、同社は資産管理運用業を営んでおります。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
東莞幸和家庭日用品有限公司	4,700千USD	当社直接 所有100%	福祉用具・介護用品の製造、OEM の製造・販売
株式会社ネクストケア・ イノベーション	49,500千円	当社直接 所有51%	インターネット等を利用した福祉用 具・介護用品の販売
株式会社幸和ライフゼーション	20,000千円	当社直接 所有100%	福祉用具の貸与（レンタル）および 販売
株式会社シクロケア	10,000千円	当社直接 所有100%	介護保険対象品目となる福祉用具お よび特定福祉用具の製造・販売
パーソンケア株式会社	5,000千円	当社直接 所有100%	福祉用具の貸与（レンタル）および 販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、永続的な発展のための礎となる経営基盤の強化と確立に向けて、以下の事項を重要な経営課題と認識し、今後、取り組んでまいります。

① 製品・販売チャネルの拡充

当社グループは、歩行補助具を主力に自費市場での展開を進めてきました。近年では、介護保険対象の入浴補助具や住宅改修用製品にも領域を広げ、製品ラインナップの拡充を図っています。2025年3月に発売した歩行車「ジスタR」は、抑速ブレーキによる安全性や使いやすさ、抑速機能の利便性について市場の評価を得ており、利用者の多様なニーズに応える製品として市場からの評価も良好な状況となっております。また、介護保険レンタルに加え、EC・量販店を通じた自費市場向けの販売も強化しており、価格帯や用途に応じた販売戦略を展開しています。

今後も製品群の最適化と販売チャネルの多様化を進め、事業領域の拡大と収益基盤の強化を図ってまいります。

② シニア関連サービスの拡充と開発力の強化

当社グループは、ECおよび福祉用具貸与サービスを通じて、シニアの生活を支える体制を構築しています。EC事業では利便性と収益性を両立し、貸与事業では地域密着型のサービス提供により顧客基盤を強化しております。

こうした現場の声を迅速に製品開発へ反映できることは、当社の強みです。高齢者の多様なニーズに応えるには、「機能性」だけでなく「使いやすさ」や「デザイン性」も重要であり、今後も製販レンタルの連携強化と人材育成を通じ、ユーザー起点の開発力を高めてまいります。

③ ブランド価値の再設計

福祉用具のイメージ刷新を図るべく、新ブランド「AURULA（アウルラ）」のブランドサイトを当社ホームページ内に開設し、認知拡大に努めてまいりました。これらの施策の結果、売上は堅調に推移しております。

引き続き、年齢や身体状況にとらわれることなく、すべての人に「自分らしさ」を届ける製品づくりを通じて、福祉用具の枠を超えた価値提案を推進してまいります。今後もブランドの世界観を一層強化し、当社の存在価値の向上を図ってまいります。

④ 品質管理体制の強化

当社グループでは、設計プロセス、開発プロセスさらに生産プロセスにおけるすべての品質管理体制の見直しを適時に行うことにより、安心・安全かつ高品質を担保するため、不良率の低減に向けた品質管理体制の構築に取り組んでまいります。

⑤ 生産管理体制の強化

東莞幸和家庭日用品有限公司（当社連結子会社）において、部材等の調達原価の低減、生産工程内での不良率の低減および当社からの発注予測情報（フォーキャスト）の共有による生産リードタイムの短縮など、効率的な生産管理体制の強化に取り組み、製品の安定供給に努めてまいります。

⑥ 組織機能の向上および人材の育成

当社グループは、持続的な企業価値の向上を図るため、また、あらゆる経営課題を克服するためにグループ内の組織機能の関連性を強化し、継続して向上させることが課題と認識しております。当社グループはこれらの組織機能を支える重要な要素である人材について、かねてよりOJTや社内外の研修を通じてその育成に努めておりますが、今後も経営環境の変化に対して機動的に対応できる人材の確保および育成は、継続的な課題であると認識しております。社員一人ひとりの基礎力強化、教育体制の整備を推進し、人材育成に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

事業区分	事業内容
介護用品・福祉用具製造販売事業	介護用品・福祉用具の製造、OEMの製造・販売
介護サービス事業	福祉用具の貸与（レンタル）および販売
EC事業	インターネット等を利用した介護用品・福祉用具の通信販売

(6) 主要な営業所および工場 (2026年2月28日現在)

① 当社の主要な事業所

本社：大阪府堺市堺区海山町三丁目159番地1
関東営業所：東京都江戸川区本一色一丁目23番8号
九州営業所：福岡県大野城市山田三丁目2番5号

② 子会社の事業所

東莞幸和家庭日用品有限公司：No. 138 Mingzhu West Road, Shijie Town, Dongguan City, Guangdong Province

株式会社ネクストケア・イノベーション：福岡県北九州市八幡西区皇后崎町10番3号

株式会社幸和ライフゼーション：大阪府堺市堺区海山町三丁目159番地1

株式会社シクロケア：大阪府堺市堺区海山町三丁目159番地1

パーソンケア株式会社：大阪府堺市中区土塔町3206番地1-5

(注) 東莞幸和家庭日用品有限公司は、2025年3月30日をもって生産拠点を移転しております。

(7) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
介護用品・福祉用具製造販売事業	189名 (8)名	11名減 (1名増)
介護サービス事業	18 (2)	3名増 (-)
EC事業	4 (3)	1名増 (6名減)
合計	211 (13)	7名減 (5名減)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、アルバイトおよび契約社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50 (5) 名	5名減 (1名増)	41歳	9年1ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、アルバイトおよび契約社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 13,500,000株
- ② 発行済株式の総数 5,032,630株 (自己株式877,134株を含む)
- ③ 株主数 1,987名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 秀 一	2,285,020株	54.99%
玉 田 秀 明	247,260	5.95
ヨ シ ダ ト モ ヒ ロ	150,800	3.63
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	149,500	3.60
野 村 證 券 株 式 会 社	58,840	1.42
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	58,100	1.40
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	53,230	1.28
内 藤 征 吾	31,400	0.76
坂 本 龍 哉	30,100	0.72
吉 田 昭 彦	28,900	0.70

- (注) 1. 当社は、自己株式を877,134株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

新株予約権 (ストック・オプション) の権利行使にともない、6,660株の新株式を発行し、資本金および資本準備金がそれぞれ1,831千円増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	発行価額	払込金額	行使の 条件	権利行使期間
第5回新株予約権	250個	7,500株 (注) 1	1株当たり 550円	1株当たり 550円	(注) 2	2019年2月2日から 2027年1月29日まで

(注) 1. 2018年1月18日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」、「発行価額」および「払込金額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、その権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、または従業員の地位にあること、もしくは当社が認めた外部協力者であることを要するものといたします。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として、当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年 2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 会長	玉 田 栄 一	
代表取締役 社長	玉 田 秀 明	株式会社秀一 代表取締役
取 締 役	植 田 樹	株式会社ネクストケア・イノベーション 取締役 株式会社シクロケア 取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	高 森 裕 行	東莞幸和家庭日用品有限公司 監事 株式会社ネクストケア・イノベーション 監査役 株式会社幸和ライフゼーション 監査役 株式会社シクロケア 監査役
取 締 役 (監査等委員)	加 藤 伸 隆	加藤会計事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	白 坂 一	弁理士法人白坂 所長 株式会社AI Samurai 代表取締役社長 経済産業省 Healthcare Innovation Hubアドバイザー 国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学 客員教授

- (注) 1. 取締役(監査等委員)加藤伸隆氏、白坂一氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役(監査等委員)加藤伸隆氏、白坂一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)加藤伸隆氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、常勤により内部監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、高森裕行氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める限度まで限定する契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意で重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は業務執行取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員等の報酬等については、その総額の上限を株主総会の決議で定め、個人別の具体的な支給額については内規に基づき、会社業績・各人の職務の執行状況等を考慮のうえ、取締役（監査等委員を除く）の報酬は取締役会で決定し、取締役（監査等委員）の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の制度の概要および個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する連結当期純利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬等により構成いたします。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、業績に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮して、総合的に勘案して決定するものといたします。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため現金報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を支給限度額として当社の業績および取締役の業績に基づき支給の有無・支給額を取締役会にて協議の上で決議

し、賞与として毎年一定の時期に支給するものとしたします。なお、非金銭報酬等の支給については現在予定をしておりません。

4. 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬等額をベンチマークとして、業績連動報酬等の支給基準を各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じた事業年度の基本報酬の年間総額に対する掛率を最大で30%とする基準を段階的に設けた上で、この割合の範囲内で、取締役会で協議して個人別の報酬等を決定するものとしたします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬額については取締役会の決議にて決定するものとしたします。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については監査等委員である取締役の協議にて決定するものとしたします。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額は、2021年5月28日開催の第34期定時株主総会において年額300,000千円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名であります。

取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2021年5月28日開催の第34期定時株主総会において年額30,000千円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役（監査等委員除く） （うち社外取締役）	180,000 (-)	180,000 (-)	- (-)	- (-)	3 (-)
取 締 役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,651 (2,646)	9,651 (2,646)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	189,651 (2,646)	189,651 (2,646)	- (-)	- (-)	6 (2)

ニ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ホ. 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）加藤伸隆氏は加藤会計事務所所長であります。当社と当該法人等との間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれは無いと考えております。
- ・社外取締役（監査等委員）白坂一氏は、弁理士法人白坂所長であり、また株式会社 A I S a m u r a i 代表取締役社長、経済産業省 H e a l t h c a r e I n n o v a t i o n H u b アドバイザー等を兼任しておりますが、当社と当該法人等との間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれは無いと考えております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 加藤伸隆	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、公認会計士・税理士としての専門的見地から報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 白坂一	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、弁理士としての専門的見地から報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な剰余金の配当を行うことを可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって配当の決定を行うことができるよう定款に定めております。また、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけております。将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対し当該事業年度の収益に応じた利益配当を安定的に実施していくことを基本方針としております。

② 剰余金の配当の状況

当事業年度末(2026年2月28日)を基準日とする期末配当金につきましては、1株当たり13円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,074,630	流 動 負 債	1,307,552
現金及び預金	1,331,473	支払手形及び買掛金	793,810
受取手形及び売掛金	868,743	リ ー ス 債 務	48,366
商品及び製品	1,045,208	未 払 金	324,203
仕 掛 品	13,661	未 払 法 人 税 等	27,901
原材料及び貯蔵品	85,963	賞 与 引 当 金	24,665
有 価 証 券	670,822	そ の 他	88,604
そ の 他	58,758	固 定 負 債	243,901
固 定 資 産	1,003,296	リ ー ス 債 務	152,950
有 形 固 定 資 産	908,506	資 産 除 去 債 務	1,098
建物及び構築物	202,475	退職給付に係る負債	425
機械装置及び運搬具	59,074	繰 延 税 金 負 債	89,426
土 地	328,288	負 債 合 計	1,551,453
使用権資産	188,749	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	129,919	株 主 資 本	3,114,274
無 形 固 定 資 産	48,667	資 本 金	63,678
リ ー ス 資 産	1,137	資 本 剰 余 金	1,631,401
そ の 他	47,530	利 益 剰 余 金	2,412,757
投資その他の資産	46,121	自 己 株 式	△993,563
投資有価証券	1,980	その他の包括利益累計額	309,708
繰延税金資産	26,358	為 替 換 算 調 整 勘 定	309,708
そ の 他	17,782	非 支 配 株 主 持 分	102,490
資 産 合 計	5,077,926	純 資 産 合 計	3,526,473
		負 債 純 資 産 合 計	5,077,926

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年 3 月 1 日から
2026年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	6,394,414
販売費	3,565,904
営業利益	2,828,509
受取利息	2,080,831
受取配当	747,678
受取手数料	6,576
受取貸金の費用	1,312
受取補助金の費用	4,358
支賃為そ経	23,252
支賃為そ経	600
支賃為そ経	3,390
支賃為そ経	10,577
支賃為そ経	20,323
支賃為そ経	88,022
支賃為そ経	1,274
特別利益	120,198
特別利益	666,969
特別利益	443
特別利益	2,367
特別利益	463
特別利益	23,216
税金等調整前当期純利益	646,100
法人税、住民税及び事業税	174,749
法人税、住民税及び事業税	26,645
当期純利益	444,705
親会社株主に帰属する当期純利益	17,347
親会社株主に帰属する当期純利益	427,358

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,811,908	流動負債	919,551
現金及び預金	349,369	電子記録債権	24,529
電子記録債権	138,485	買掛金	545,634
売掛金	497,030	リース債権	1,407
商貯蔵品	791,355	未払金	248,934
前払費用	53	未払費用	28,165
未収入金	17,176	未払法人税等	1,762
その他	16,578	前受金	352
	1,859	預り金	20,563
固定資産	1,465,783	賞与引当金	22,198
有形固定資産	615,162	前受収益	475
建物	147,675	返金負債	25,528
構築物	15,637	固定負債	191,523
車両運搬具	54,779	長期借入金	190,000
工具、器具及び備品	68,666	退職給付引当金	425
土地	328,288	その他	1,098
その他	114	負債合計	1,111,075
無形固定資産	9,927	(純資産の部)	
ソフトウェア	8,213	株主資本	2,166,616
リース資産	1,137	資本金	63,678
その他	576	資本剰余金	1,631,401
投資その他の資産	840,694	資本準備金	810,725
投資有価証券	0	その他資本剰余金	820,676
関係会社株式	719,464	利益剰余金	1,465,099
出資金	6,960	その他利益剰余金	1,465,099
長期貸付金	225,740	繰越利益剰余金	1,465,099
長期前払費用	1,665	自己株式	△993,563
繰延税金資産	20,692		
その他	1,120	純資産合計	2,166,616
貸倒引当金	△134,947		
資産合計	3,277,691	負債純資産合計	3,277,691

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年 3 月 1 日から
2026年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売上 販売 営業	上		4,450,808
	上		2,684,664
販売 営業	費 及 業		1,766,143
営業	業 外 取		1,414,322
営業	業 外 取		351,821
営業	業 外 取	969	息
営業	業 外 取	1,312	金
営業	業 外 取	4,358	料
営業	業 外 取	4,440	入
営業	業 外 取	6,796	他
営業	業 外 取		17,876
営業	業 外 取	2,266	息
営業	業 外 取	65,317	損
営業	業 外 取	44,035	入
営業	業 外 取	1,274	他
営業	業 外 取		112,893
営業	業 外 取		256,804
特 特	別 有 価	2,367	却
特 特	別 有 価		2,367
特 特	別 有 価	3,267	損
特 特	別 有 価	23,216	却
特 特	別 有 価		26,484
特 特	別 有 価	87,164	税
特 特	別 有 価	△1,888	額
特 特	別 有 価		85,276
特 特	別 有 価		147,411

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月22日

株式会社幸和製作所
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	川 越 宗 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	玉 田 優 樹
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社幸和製作所の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社幸和製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重

要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性

が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年4月22日

株式会社幸和製作所
取締役会 御中

東陽監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	川 越 宗 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	玉 田 優 樹
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社幸和製作所の2025年3月1日から2026年2月28日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な

誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実

性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、電話回線やインターネット等を経由した手段も活用し、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）については、会計監査人東陽監査法人与協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年4月22日

株式会社幸和製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 高 森 裕 行 ⑩

監 査 等 委 員 加 藤 伸 隆 ⑩

監 査 等 委 員 白 坂 一 ⑩

監査等委員 加藤伸隆および白坂 一は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	玉田 栄一 (1950年10月1日生)	1987年10月 当社設立 代表取締役社長 2002年5月 幸和（香港）有限公司 董事 2005年5月 当社 取締役会長 2010年12月 当社 代表取締役会長 2017年5月 当社 取締役会長（現任）	一株
2	玉田 秀明 (1978年1月5日生)	1996年4月 当社入社 1997年12月 当社 取締役 2002年5月 幸和（香港）有限公司 董事兼総経理 2005年5月 当社 代表取締役社長（現任） 2011年7月 東莞幸和家庭日用品有限公司 監事 2019年3月 株式会社幸和ライフゼーション 取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社秀一 代表取締役	247,260株

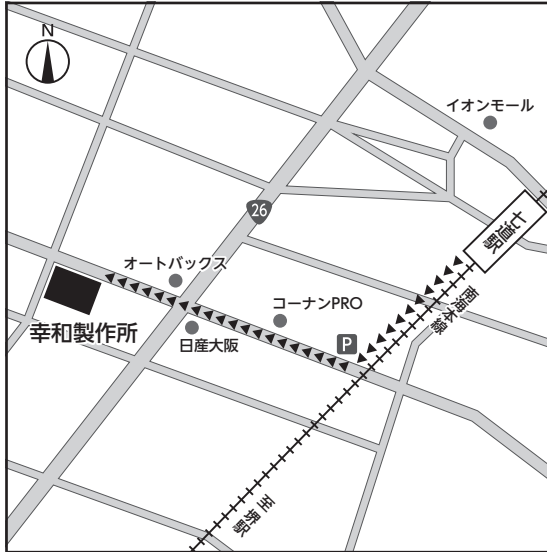
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	植 田 樹 (1988年1月24日生)	2010年4月 当社入社 2018年6月 当社 執行役員営業本部 本部長 2018年11月 株式会社ネクストケア・イノベーション 取締役(現任) 2019年10月 当社 執行役員経営企画室室長 2020年5月 当社 取締役(現任) 2022年1月 株式会社シクロケア 取締役(現任)	900株
		(重要な兼職の状況) 株式会社ネクストケア・イノベーション 取締役 株式会社シクロケア 取締役	
※4	玉 田 秀 一 (2003年11月6日生)	2023年11月 当社入社	一株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者玉田秀明氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 玉田栄一氏、玉田秀明氏および植田樹氏は現在当社の取締役であり、当社における地位および担当は、略歴に記載のとおりであります。
4. 当社は、役員等賠償等責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は業務執行取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

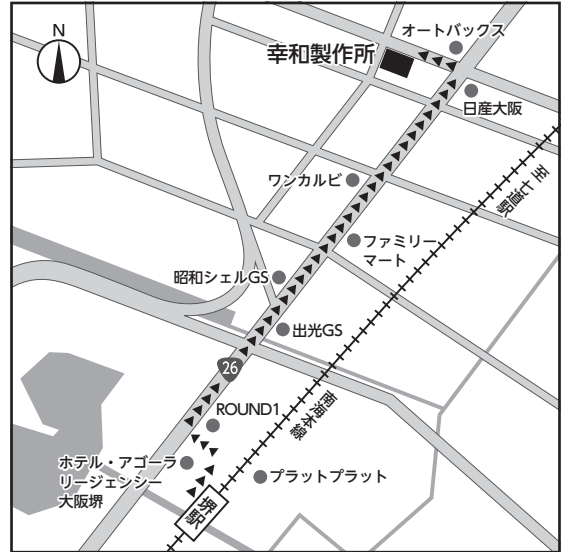
以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府堺市堺区海山町三丁159番地 1
株式会社幸和製作所 本社 1階
TEL 072-238-0605（総務部）



交通 南海本線七道駅
南海本線堺駅



出口より 徒歩約10分
西出口より 徒歩約20分